# 内閣サイバーセキュリティセンターに企画官等を置く規則 （平成二十八年四月一日内閣総理大臣決定）

#### 第一条（企画官）

内閣サイバーセキュリティセンター（以下「センター」という。）に、併任の者を除き、企画官一人を置く。

##### ２

企画官は、命を受けて、センターの事務のうち、特定事項の企画及び立案に関する事務に従事する。

#### 第二条（サイバーセキュリティ監査官）

センターに、サイバーセキュリティ監査官六人を置く。

##### ２

サイバーセキュリティ監査官は、命を受けて、センターの事務のうち、国の行政機関、独立行政法人及び指定法人（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第十三条に規定する指定法人をいう。）におけるサイバーセキュリティの確保に関し必要な監査に関する事務に従事する。

# 附　則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

##### ２

内閣サイバーセキュリティセンター組織規則（平成二十七年一月八日内閣総理大臣決定）は、廃止する。

# 附　則（平成二八年一〇月二一日）

この規則は、平成二十八年十月二十一日から施行する。